

※特定疾病には、次の16の疾病が定められています。

【1】がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

【2】関節リウマチ

【3】筋萎縮性側索硬化症

【4】後縦靭帯骨化症

【5】骨折を伴う骨粗鬆症

【6】初老期における認知症

【7】進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）

【8】脊髄小脳変性症

【9】脊柱管狭窄症

【10】早老症

【11】多系統萎縮症

【12】糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

【13】脳血管疾患（外傷性の脳出血は対象になりません。）

【14】閉塞性動脈硬化症

【15】慢性閉塞性肺疾患

【16】両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症